

2016年11月28日 全11頁

農業改革の進捗状況と農業金融

農業の企業化進展の兆し

金融調査部 主任研究員
中里 幸聖

[要約]

- わが国の農業を活性化させるには、農業の企業化推進が重要であり、その鍵の一つが農地である。2014年版「規制改革実施計画」で挙げられた、①農地中間管理機構の創設、②農業委員会等の見直し、③農地を所有できる法人（農業生産法人）の見直し、は農地と企業との関係に関連する課題であり、2015年の法改正に反映され、実施段階に入ってきている。
- 数的にはまだ多くはないが、ここ数年は組織経営体がやや増加している。従来型の農家が今後も減少していくとすれば、農業生産の中心は組織経営体に移行していかざるを得ず、また新規就農者のハードルを下げるためにも組織的経営体の増加が期待される。
- 近年、農業そのものに対する融資残高はやや減少傾向にあるが、減少傾向にあるのはJAバンクであり、民間金融機関、政府系金融機関は融資残高もシェアも徐々に拡大しつつある。民間金融機関の融資先は、組織的な経営を手掛けているような農業者が中心と推測され、農業の企業化推進が融資残高の面にも徐々に表れていると考えられる。
- 規制改革推進会議は、「農協改革に関する意見」（平成28年11月11日）を公表し、「攻めの農業」実現のための農協改革の方向性を打ち出しており、①生産資材調達機能、②輸出を含めた農産物販売機能、③これらの機能を最大限発揮させるための組織の在り方、④地域農協の信用事業の負担軽減等を挙げ、数年内の組織変革を求めている。当面の農業改革に関する焦点はこうした議論がどのような形で進んでいくかということとなるが、より本質的には農業の企業化推進がどの程度結実するかが重要と考える。

本レポートは、約2年前の「農業の復権に向けた金融の役割」シリーズで書いた内容のその後の動きを整理し¹、今後の注目点の提示を試みるものである。

¹ 具体的には、中里幸聖「[農業と金融：戦後の概観<訂正版>～農業の復権に向けた金融の役割①～](#)」（大和総研リサーチレポート、2014年7月17日）、中里幸聖「[農業政策変革の動きと農業政策金融～農業の復権に向けた金融の役割②～](#)」（前同、2014年7月23日）、中里幸聖「[農業金融の都道府県別貸出額～農業の復権に向けた金融の役割③～](#)」（前同、2014年9月17日）、中里幸聖「[金融の機能を農業に活かす～農業の復権に向けた金融](#)」

1. 農業改革の動向

「農業の復権に向けた金融の役割」シリーズで記述した2014年版の「規制改革実施計画」（平成26年6月24日閣議決定）では、農業分野の個別措置事項として、①農地中間管理機構の創設、②農業委員会等の見直し、③農地を所有できる法人（農業生産法人）の見直し、④農業協同組合の見直し、の4点が挙げられており、本節ではその後の動向についてまとめる。

なお、2015年版の「規制改革実施計画」（平成27年6月30日閣議決定）では、農業分野の個別措置事項として、①農地中間管理機構の機能強化、②農地情報公開システムの機能向上、③農業協同組合改革の確実な実施、と2014年版の延長上の事項が挙げられている。2016年版の「規制改革実施計画」（平成28年6月2日閣議決定）では、①牛乳・乳製品の生産・流通等に関する規制改革、②生産資材価格形成の仕組みの見直し及び生産者が有利に取引できる流通・加工の業界構造の確立に係る取組、の2点が挙げられ、2014年版、2015年版とはやや趣が異なる。ただし、2016年版の②については、農協と関わりが深い事項である。

（1）農地に関連する改革の進捗状況

わが国の農業を活性化させるには、農業の企業化推進が重要と考える²。農業の企業化推進の鍵の一つが農地の課題である。2014年版の「規制改革実施計画」の個別措置事項として挙げられた、①農地中間管理機構の創設、②農業委員会等の見直し、③農地を所有できる法人（農業生産法人）の見直し、は全て農地と企業の関係に関連する課題である。これらは2015年の通常国会で成立した「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律」に反映され、実施段階に入ってきている。

①農地中間管理機構の動向

農地中間管理機構（農地集積バンク）については、2014年版の「規制改革実施計画」で「創設」という表現を使っていたものの、2013年12月に「農地中間管理事業の推進に関する法律」は既に成立しており、現時点では全都道府県で第三セクターとしての農地集積バンクが指定されている。農地集積バンクは、地域内に分散した農地を集約しまとまりのある形としたうえで、地域の中心となるべき経営体に転貸ししている。集落・地域の関係者が徹底的な話し合いを行った上で地域の中心となる経営体を定めることとなっており、法人経営、大規模家族経営、集落営農、企業等が想定されている³。農地集積バンクによる集積以外のものも含め、地域の中心と

の役割④〜」（前同、2014年10月24日）を指す。

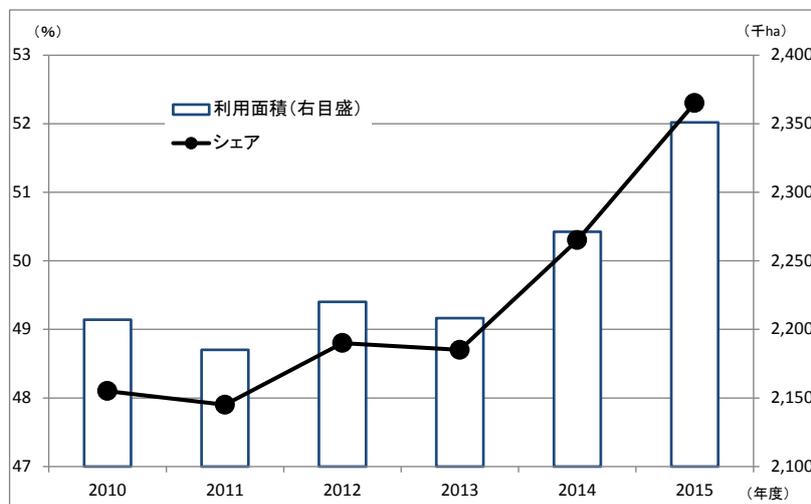
² ここでいう農業の企業化とは、既存の企業が農業に参入することや農業生産法人をより企業組織化することなども含めて、農業が組織化されて企業的に営まれることを指す。従って、具体的なあり方はさまざまなパターンが考えられる。農業の企業化が重要との考え方については、中里幸聖「[農業の企業化は若者の新規就農を目玉に](#)」（大和総研コラム、2013年9月2日）を参照。

³ 2013年版の「日本再興戦略」では、「農地中間管理機構が、市町村や民間企業等に業務委託を行い、地域の総力を挙げた体制を構築しつつ、法人経営、大規模家族経営、集落営農、企業等の担い手への農地集積・集約化

なる経営体の農地の利用面積は 2015 年度末で約 235 万 ha（前年度末比+約 8 万 ha）となっており（図表 1）、全農地面積の 52.3%を占めている。

「日本再興戦略」などでは、2023 年度に農業の担い手（＝地域の中心となる経営体）のシェアを全農地面積の 8 割とするという政策目標が掲げられている。農林水産省「平成 27 年度の農地中間管理機構の実績等について」によると、「この目標からすると、2 年目の目標達成率は約 6 割」とのことである。ただし、農地集積バンクによるリースは初年度の 2014 年度が借入 2.9 万 ha、転貸 2.4 万 ha であったのが、2 年度目の 2015 年度は借入 7.6 万 ha、転貸 7.7 万 ha であり、徐々に実績を挙げつつあると思われる。

図表 1 中心となる経営体の利用面積と全農地に占めるシェア



(注) 農地中間管理機構以外によるものを含む。年度末現在。

(出所) 農林水産省「農地中間管理機構の初年度の実績等について」、「平成 27 年度の農地中間管理機構の実績等について」、「農地中間管理機構の実績等に関する資料（平成 27 年度版）」（平成 28 年 5 月）より大和総研作成

②農業委員会等の見直し

農業委員会は⁴、農業生産力の向上及び農業経営の合理化を図るために市町村に設置される組織である（区域内に農地のない市町村には、農業委員会は設置されない）。所掌事務は時代に合わせて変遷し、2015 年の法改正により、農地等の利用の最適化の推進が最も重要な事務であることが明確化された。また、農業委員の公選制を廃止し、市町村長が市町村議会の同意を得て任命する方法に改め、原則として農業委員の過半数は認定農業者でなければならないこととなった⁵。これは、公選制では農家の減少に伴い農業団体と関係の深い農家が当選する事例が多くなっている、審議が形骸化している、外部からの新規参入の障壁となっているのではないかと

に配慮して貸し付ける農地再配分スキームを確立する」（14 頁）としている。一方、「農業については、農地中間管理機構を整備・活用して、農地集約を加速化した上で、リース方式により企業を含めた多様な担い手の農業参入を促進する」（4 頁）とも記述しており、農業の担い手は多様であることが望ましいと考えられているが、法人経営、大規模家族経営、集落営農、企業などが当面の担い手の主力となると想定していると言えよう。

⁴ 農業委員会と次に記述する農業生産法人等の 2015 年の法改正前の概要については、中里幸聖「[農業政策変革の動きと農業政策金融～農業の復権に向けた金融の役割②～](#)」（大和総研リサーチレポート、2014 年 7 月 23 日）を参照。

⁵ 認定農業者は、1993 年に創設された認定農業者制度により認定された農業者。認定農業者制度は、「農業経営基盤強化促進法に基づき、農業者が 5 年後の経営改善目標を記載した農業経営改善計画を作成し、市町村が作成する基本構想に照らして、市町村が認定する制度」（農林水産省「認定農業者制度の創設の経緯と概要」より）であり、認定農業者に対しては低利融資をはじめとする各種施策が適用される。

などの指摘に対応したものである。

さらに、合議体としての意思決定を行う農業委員とは別に、農地利用最適化推進委員が新設されることとなった。農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならないとされている（農地等の利用の効率化及び高度化が相当程度図られている地域などは委嘱しないことができる）。また、農業委員会、農地利用最適化推進委員は農地集積バンクと連携に努めることが規定されている。

③農地を所有できる法人の見直し

2015年の法改正により、農地を所有できる要件を満たす法人の農地法上の呼称を「農業生産法人」から「農地所有適格法人」に変更することになった。また、2014年版の「規制改革実施計画」の個別措置事項として挙げられていた緩和要件は全て農地法の改正に反映されている。

すなわち、農業関係者以外の構成員について、議決権は1/4以下から1/2未満に引き上げられ、「法人と継続的取引関係を有する関連事業者等」という限定が撤廃された。役員要件についても、「常時従業者である役員の過半が農作業に従事」という部分が、「役員又は重要な使用人（農場長等）のうち、1人以上が農作業に従事」と緩和されている。

一般法人については、賃借であれば、全国どこでも農業に参入が可能となっている（2009年の農地法改正による）。ただし、①農地の全てを効率的に利用、②一定の面積を経営（原則50a（北海道は2ha）以上）、③周辺の農地利用に支障がない、ことが基本的な要件（個人と共通）であり、さらに、④賃借契約に解除条件が付されていること、⑤地域における適切な役割分担のもとに農業を行うこと、⑥業務執行役員又は重要な使用人が1人以上農業に常時従事すること、が要件とされている（農林水産省「法人が農業に参入する場合の要件」より）。なお、ここでいう農業とは、農作業に限られず、マーケティング等経営や企画に関するものでも可となっている。

2015年の農地法改正は、法人が6次産業化等を図り経営を発展させやすくする観点が重視されているが⁶、さらに本格的な農業の企業化推進のためには、一般法人の農地所有にも道を開くことが期待される。とりあえず、更なる「農地所有適格法人」の要件緩和や農地制度の見直しについては、「農地中間管理事業の推進に関する法律」の施行（2014年）後5年を目途とした見直しを待つこととなっている。

④農業経営組織の動向

農業を主業としている「基幹的農業従事者」は2016年時点で159万人にまで減少し、65歳以

⁶ 6次産業化は、農林漁業生産と加工・販売の一体化や、地域資源を活用した新たな産業の創出を促進するなど、農山漁村を総合的に活性化することを指す。第一次産業としての農林水産業の生産、第二次産業としての食品加工、第三次産業としての流通、販売を総合的に実施するという一方で、第一次産業の1と第二次産業の2、第三次産業の3を足す、あるいは掛けて6次産業と称している。

上の比率が 65.0%と高齢化している。家族経営体を基本とした従来型の農家では、子供など親族が後継者となっていたと思われるが、現在大勢を占めている 65 歳以上の基幹的農業従事者の子供世代は 30 代以上であると推測され、既に別の職業に就いている人が大半であると思われる。5 年後、10 年後には 65 歳以上の基幹的農業従事者は引退が視野に入ってくる年齢となるはずであり、従来型の農家の数が増加に転じるとは見通しにくい。

数的には多くはないが、ここ数年は組織経営体がやや増加している（図表 2）。従来型の農家が今後も減少していくとすれば、農業生産の中心は組織経営体に移行していかざるを得ず、また新規就農者のハードルを下げられるためにも組織的経営体の増加が期待される。「日本再興戦略」では、2023 年までに法人経営体数を 2010 年比約 4 倍の 5 万法人とするとしている（2010 年時に 1 万 2,511 法人、2014 年時に 1 万 5,300 法人）。

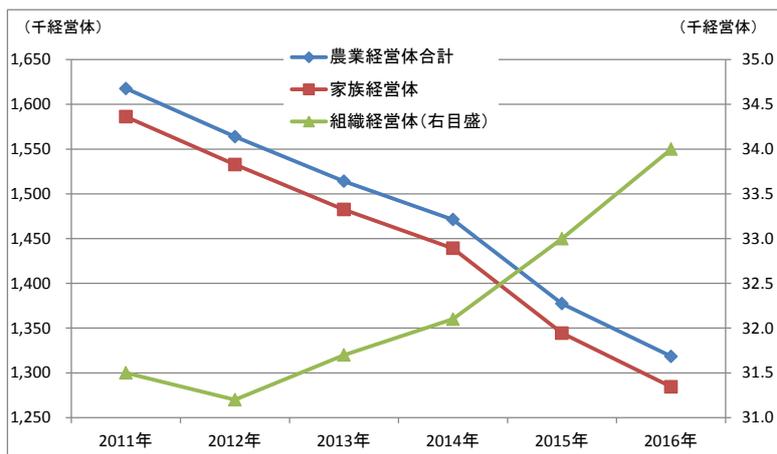
農業生産を行う組織としては、現状では農地所有適格法人、集落営農などが挙げられ⁷、今後は農地所有適格法人への農業以外の一般企業の出資増加や集落営農のさらなる法人化などが進展すると思われる。さらに、農業以外の一般企業の農業への直接参入、農協による生産農家の組織化なども将来的には大きな流れとなるのではないだろうか。こうした組織化の進展は、農業の企業的経営の深化につながると期待される。

（2）農協に関連する改革の進捗状況

『日本再興戦略』改訂 2014⁷では、「地域の農協が主役となり、創意工夫を発揮して、農業の成長産業化に全力を挙げることができるように、今後、5 年間で農協改革集中推進期間と位置付けて自己改革を促す」としており（同年版の「規制改革実施計画」も同様の表現をしている）、2015 年に自己改革が円滑に進むことを目的の一つとした「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律」が成立した。

市町村段階の地域農協については（図表 3）、責任ある経営体制（理事の過半数を原則として

図表 2 農業経営体数



(注) 家族経営体は、農業経営体のうち家族労働を中心に世帯単位で事業を行う者で、家族の中に経営の決定権を持つ者がいる経営体（一戸一法人を含む）。組織経営体は、農業経営体のうち家族経営体以外の経営体で、法人（法人格を認められている者が事業を営んでいる場合を含む）もしくは法人でない団体。各年 2 月 1 日現在。

(出所) 農林水産省「農業構造動態調査」より大和総研作成

⁷ 集落営農は、集落を単位として生産行程の全部又は一部について共同で取り組む組織。2016 年 2 月 1 日現在で 15,134 の集落営農が存在し、そのうち 3 割弱が法人化されている（農林水産省「集落営農実態調査」）。

認定農業者や農産物販売等のプロとする)、経営目的の明確化(農業者の所得の増大を目的とし、的確な事業活動で利益を上げ、農業者等への還元に充てる)、農業者に選ばれる農協(農業者に事業利用を強制してはならない)といった、ある意味、農業者のための農協としての原則的なことを法律上も改めて明確化したことが2015年改正の主眼である。その他、地域住民へのサービス提供に関して、組織の一部を株式会社や生協等に組織変更できる規定を置いている。

図表3 JAグループの組織図(主なもの、法改正反映前)

| | 経済事業 | 信用事業 | 共済事業 | 代表・調整・指導事業 |
|--------|------------------------|---------------------------|----------------------------------|-------------------------|
| 市町村段階 | 農業協同組合 (JA、単協、地域農協) | | | |
| 都道府県段階 | 経済農業協同組合連合会 (JA経済連) | 信用農業協同組合連合会 (JA信連、信農連) | 全国共済 農業協同組合連合会 (JA共済連、全共連) | 農業協同組合中央会 (JA中央会) |
| 全国段階 | 全国農業協同組合連合会 (JA全農) | 農林中央金庫 (農林中金) | | 全国農業協同組合中央会 (JA全中) |
| 事業内容 | 農畜産物の販売、生産資材の購買・供給など | 各種金融サービス | 生命共済、損害共済、年金共済など | JAの指導や監査、教育、農政活動、広報活動など |

(注) () 内は愛称・通称・略称。厚生事業などは省略。

(出所) 全国農業協同組合連合会ウェブサイト、全国農業協同組合中央会ウェブサイト、JAバンクウェブサイトなどを基に大和総研作成

都道府県段階、全国段階の組織については、「農協組織における主役は、農業者。次いで地域農協。」(農林水産省「農協法改正について」(平成28年1月)より)という理念の下、「地域農協の自由な経済活動を制約せず、適切にサポートする」ための法改正が行われた。具体的にはJA全中については、特別認可法人から一般社団法人に移行し、組合の意見の代表、総合調整などを行う組織とする。また、農協に対する全中監査の義務付けは廃止し、公認会計士監査を義務付けることとなっている(業務監査は任意)。都道府県段階のJA中央会については、特別認可法人から農協連合会(自律的な組織)に移行し、経営相談・監査、意見の代表、総合調整などを行うこととする。JA全中、JA中央会から指導という業務は外れることとなる。これらはいずれも2019年9月末までの移行期間が設けられている。

経済事業を実施しているJA全農については、株式会社に組織変更できる規定を置いている。また、法に規定するというわけではないが、農林水産省「農協法改正について」(平成28年1月)には、農産物販売について生産者が有利になることや生産資材価格の引き下げなどについて、全農や地域農協の自主的な取り組みに関する記述があり、2016年版の「規制改革実施計画」と方向を一にしている。報道等によると、自由民主党(自民党)の農林部会でも、農産物販売の強化や生産資材価格引き下げなどを求めていく方向となっている。

信用事業については、関連するリスクや事務負担を軽減する事業方式を推進する旨が、「日本再興戦略」及び「規制改革実施計画」で記されている⁸。法的には「農林中央金庫及び特定農水

⁸ 2014年版の「規制改革実施計画」によると、JAバンク法に規定されている方式とは、「農林中央金庫(農林中金)又は信用農業協同組合連合会(信連)に信用事業を譲渡し、単協に農林中金又は信連の支店を置くか、又は単協が代理店として報酬を得て金融サービスを提供する方式」を指す。また、「農林中金・信連は、単協から農林中金・信連へ事業譲渡を行う単協に農林中金・信連の支店・代理店を設置する場合の事業のやり方及び単

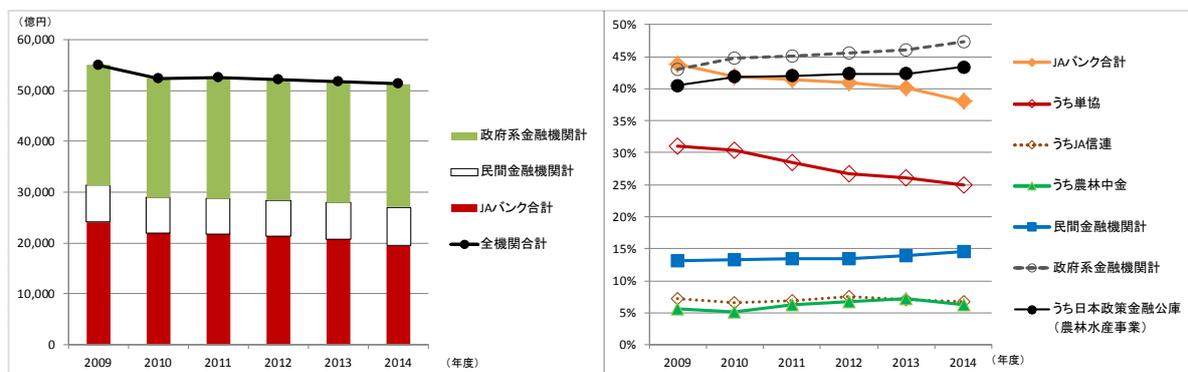
産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律」(通称：JAバンク法)に規定されているが、農林中金、JA信連などによるリスクや事務負担を軽減する事業方式への取組みが十分ではないと認識されており、より一層の努力を求めている。なお、「規制改革実施計画」等では、農林中金等について、農協出資の株式会社に転換することを可能とする方向で検討との記述があったが、少なくとも2015年度の法改正には含まれていない。

2. 農業金融の状況

(1) 農業に対する融資残高

農業に関係する金融機関としては、まずはJAバンクを思い浮かべる人が多いであろう。農林中央金庫(以下、農林中金)は、JAバンクの全国機関である(図表3)⁹。かつての農林漁業金融公庫、2008年10月以降は日本政策金融公庫の農林水産事業部門(以下、日本公庫)も存在感が大きい。実際、日本全体でみて農業そのものに対する融資残高は2014年度末で約5.1兆円であるが(図表4)、その大半をJAバンク(融資残高の38.1%)と日本公庫(同43.4%)の両機関が占めている。また、融資残高の比率は小さいが、都銀、地銀や信用金庫などの民間金融機関も農業に対する融資を実施しており(同14.6%)、農業の成長産業化を実現するためにも、今後の拡大が期待される。

図表4 農業向け貸出金残高(左図：金額、右図：構成比)



(注) 民間金融機関計、政府系金融機関計、日本政策金融公庫は農業と林業の合計値。

(出所) 農林中央金庫「農林漁業金融統計」より大和総研作成

2009年度以降の状況を見ると¹⁰、農業そのものに対する融資残高はやや減少傾向にある。し

協に支払う手数料等の水準を早急に示すことを促す」とされ、農林水産省「農協法改正について」(平成28年1月)にも、改革の方向として同趣旨の記述がある。

⁹ 農林中金は、漁業のJFマリンバンク、林業のJForestグループの全国機関でもあるが、話が拡散するので、本レポートでは日本政策金融公庫に関する部分も含めて、農業以外の部分については省略して記述する。

¹⁰ 農協については、2009年度分から農業資金残高が公表され、以前とは異なる定義のデータとなっているため、2008年度以前とは継続性がない。従って、本レポートでも2009年度以降の数値を示している。

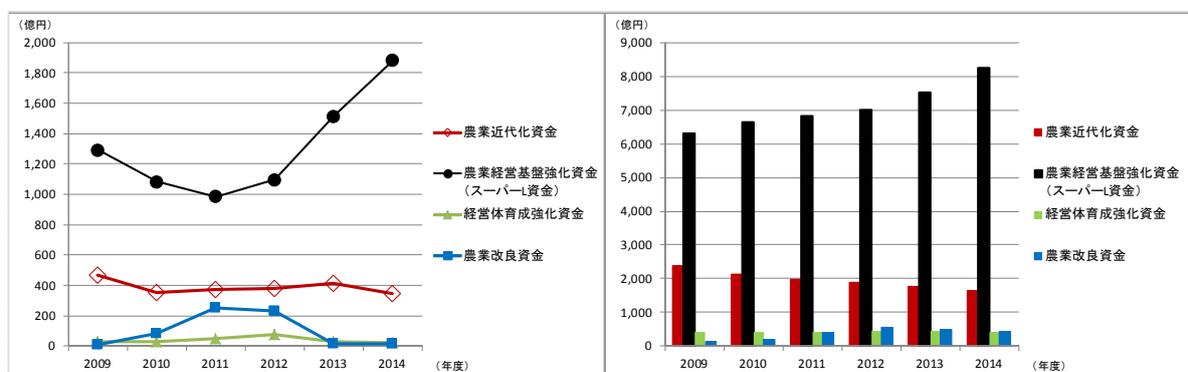
かし、減少傾向にあるのは JA バンク（特に単協）であり、民間金融機関、政府系金融機関は融資残高もそのシェアも徐々に拡大しつつある。JA バンク（特に単協）は小規模農業者が融資先の中心であると推測されるが、政府系金融機関は小規模も大規模も手掛けていると考えられる。民間金融機関は、組織的な経営を手掛けているような農業者が中心と推測され、その推測が的外れでなければ、農業の企業化推進が融資残高の面にも徐々に表れていると考えられる。

なお、JA は農業生産に直接的にかかわる事業以外に、農村や農業者の生活全般に関わる事業も対象範囲としている。そのため、JA バンクの貸出自体は、住宅ローン、自動車ローン、教育ローン、その他各種ローンなど一般の銀行と同様の品揃えとなっており、農業という事業そのものへの貸出が占める比率は低い。

（２）農業関係改善資金の動向

JA バンクのウェブサイトでは、JA の農業融資について、農業関係資金一覧、日本政策金融公庫資金（JA は日本政策金融公庫資金の窓口機関となっている）という区分でいくつかの融資メニューを掲載している。このうち、農林水産省が「農業経営改善関係資金」として設けている制度資金が、農業近代化資金、農業経営基盤強化資金（スーパーL 資金）、経営体育成強化資金、農業改良資金、青年等就農資金である（図表 5）。

図表 5 農業経営改善関係資金（左図：貸付額、右図：貸付残高）



（注 1）農業近代化資金の貸付残高は 12 月末。

（注 2）農業近代化資金の貸付額と貸付残高には、都道府県が独自で農業近代化資金と定めているものを含む。

（注 3）農業改良資金は、法改正により 2010 年 10 月に都道府県貸付けから公庫貸付けへ移管。

（注 4）青年等就農資金は、2014 年度から新規に加わった。2014 年度時点では、貸付額等が僅少であるため、図表では省略している。

（出所）農林中央金庫「農林漁業金融統計」、日本政策金融公庫農林水産事業「業務統計年報」より大和総研作成

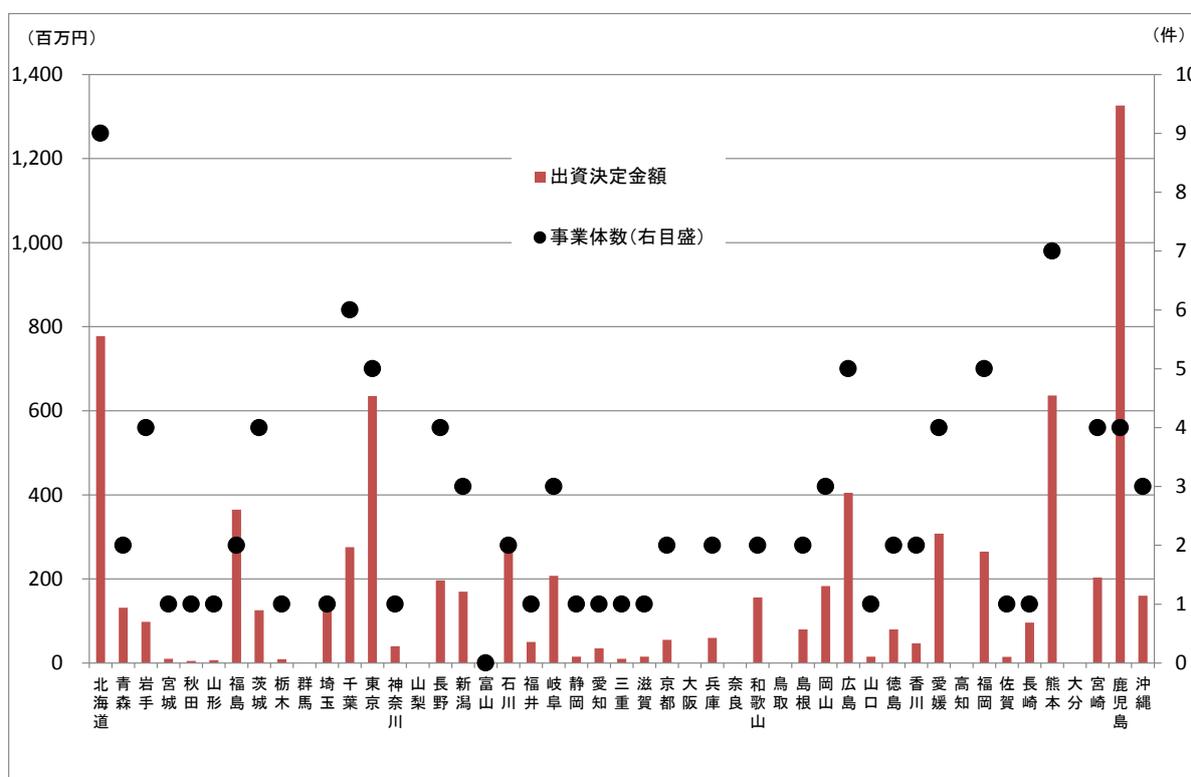
いずれも長期の資金を融資するものであり、「食料・農業・農村基本法（平成 11 年法律第 106 号）が目指す効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため」（農林水産省ウェブサイト「農業経営改善関係資金のご案内」より）のものであり、農業に関する制度金融の中核を成すものと言える。近年では、認定農業者を対象とし、相対的に資金

規模が大きい農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）が伸びている。

（3）A-FIVE による支援

農業金融という観点では、株式会社農林漁業成長産業化支援機構（以下、A-FIVE）も注目される。A-FIVE は、2013 年 1 月に官民共同出資の財投機関として設立されたいわゆる官民連携ファンドであり、農林漁業者と他産業の事業者が連携し共同出資する会社を支援対象とする。

図表 6 A-FIVE の都道府県別投資先事業体数及び出資決定金額



（注 1）2016 年 11 月 15 日現在。

（注 2）出資決定金額は、50%を A-FIVE が出資（単独投資案件除く）。

（注 3）既に支援終了したものも掲載。事業の進捗に応じて段階的に出資するものについては上限額で計算。そのため、A-FIVE「農林漁業成長産業ファンドーサブファンドの状況ー」の掲載数値とは一部異なる。

（注 3）事業体の所在地について、A-FIVE「農林漁業成長産業ファンドーサブファンドの状況ー」と「出資決定済 6 次産業化事業体一覧」で記載が異なる場合は、後者に基づいている。

（出所）A-FIVE「出資決定済 6 次産業化事業体一覧」より大和総研作成

2016 年 11 月 15 日現在で、各地の地域金融機関、メガバンク、事業会社等の出資者と A-FIVE で設立したファンド（サブファンド）の数は 50 ファンド¹¹、コミットメント総額は 710.02 億

¹¹ A-FIVE の支援スキーム等については、中里幸聖「[農業政策変革の動きと農業政策金融～農業の復権に向けた金融の役割②～](#)」（大和総研リサーチレポート、2014 年 7 月 23 日）、中里幸聖「[成長持続に向けた財政投融資の活用～官民連携強化を促進する財投へ～](#)」（『大和総研調査季報』2014 年夏季号（Vol. 15）掲載）等を参照。A-FIVE が対象事業者に直接出資することもあるが、サブファンドを通じた出資・支援を中心としている。

円となっている（A-FIVE「農林漁業成長産業ファンドーサブファンドの状況」より）。投資先事業体数は104社（A-FIVE単独投資案件も含めて105社）、投資金額は62.1億円となっている。その都道府県別内訳は図表6の通りである。なお、既に支援終了（株式は株主に売却）した案件も1件ある。

A-FIVEは農業そのものを直接支援するものではないが、農業が収入を確保しやすい状況を生み出す環境を整備するためのものであり、農業の活性化や企業化推進などに資すると言えよう。

3. 今後の注目点

政府の規制改革推進会議の農業ワーキング・グループは、「農協改革に関する意見」（平成28年11月11日）を公表し、「攻めの農業」の実現のための農協の改革の方向性を打ち出している。取り組むべき事項としては、①生産資材調達機能、②輸出を含めた農産物販売機能、③これらの機能を最大限発揮させるための組織の在り方、を挙げている。①について、「真に、農業者の立場から、共同購入の窓口に徹する組織に転換する」ことを求めており、生産資材購買事業に関して1年以内の組織転換、人材の農産物販売事業の強化への充当などをあげている。②については、「農業者のために、実需者・消費者へ農産物を直接販売することを基本」とすることを求めており、1年以内に委託販売の廃止、全量を買取販売に転換すべきとしている（農業者が負っている販売リスクをJAが全面的に担うことを求めている）。③については、①、②を進めるための意識改革や組織体制整備を求めているが、全農自らの改革が進まない場合は、「真に農業者のためになる新組織（本意見に基づく機能を担う「第二全農」等）の設立の推進など」も検討すべきとしている。また、③に関連して、④地域農協の信用事業の負担軽減等として、「自らの名義で信用事業を営む地域農協を、3年後を目途に半減させるべき」としている。自民党の農林部会では組織転換等の期限は定めない等の議論もあるが、それらも含め、当面の農業改革に関する焦点はこうした議論がどのような形で進み、どのように実行に移されていくかということとなろう。

ただし、こうした農協のあり方に関する議論や改革はわが国の農業の行方に大きな影響を持つであろうことは間違いないが、より本質的には本レポートで触れてきた農業の企業化推進がどの程度結実するかが重要と考える。その際、企業の農地購入・保有の実現がポイントの一つとなる。報道等によると、国家戦略特区法に基づき、兵庫県養父市で企業初の農地購入が実現する見通しとの事であり、実現すれば農業の本格的な企業化の大きな一歩となろう。

本レポートでも見てきたように、農業分野でも徐々にではあるが企業化が進展しつつあると推測されるが、一般企業の農業参入については既に撤退などの事例も出ているようである。原因は個別にみれば様々な要因があろうが、やはり天候と土壌と農産物を相手とする農業は、マニュアル化されてこなかった様々なノウハウの集積であることが大きいと思われる。わが国の農業はこうしたノウハウを家族経営という形で次世代に伝授してきたが、そうした継承も限界に達していることは明らかである。農業の企業化推進は、こうした農産物育成ノウハウ継承の

システム化と農業経営における近代的経営ノウハウの導入が肝であると考え。そのためには、一般企業と既存の基幹的農業従事者のノウハウの融合が求められるのではないだろうか。それらを通じて、今まで農業に関わりを持たなかったような若手世代が農業に就職できるような状況が生じてこそ、わが国農業の持続性と発展的な未来が確保でき、そのことが農業金融の活性化にも繋がっていくこととなろう。

関連レポート・コラム

- ・ 中里幸聖「金融の機能を農業に活かす～農業の復権に向けた金融の役割④～」(大和総研リサーチレポート、2014年10月24日)

http://www.dir.co.jp/research/report/capital-mkt/20141024_009066.html

- ・ 中里幸聖「農業金融の都道府県別貸出額～農業の復権に向けた金融の役割③～」(大和総研リサーチレポート、2014年9月17日)

http://www.dir.co.jp/research/report/capital-mkt/20140917_008944.html

- ・ 中里幸聖「農業政策変革の動きと農業政策金融～農業の復権に向けた金融の役割②～」(大和総研リサーチレポート、2014年7月23日)

http://www.dir.co.jp/research/report/capital-mkt/20140723_008775.html

- ・ 中里幸聖「農業と金融：戦後の概観<訂正版>～農業の復権に向けた金融の役割①～」(大和総研リサーチレポート、2014年7月17日)

http://www.dir.co.jp/research/report/capital-mkt/20140717_008764.html

- ・ 中里幸聖「官民ファンドの現状と期待～国内向けは地方創生の観点も重要～」(大和総研リサーチレポート、2014年12月1日)

http://www.dir.co.jp/research/report/capital-mkt/20141201_009208.html

- ・ 中里幸聖「成長持続に向けた財政投融资の活用～官民連携強化を促進する財投へ～」(『大和総研調査季報』2014年夏季号(Vol.15)掲載)

http://www.dir.co.jp/research/report/capital-mkt/20140901_008879.html

- ・ 中里幸聖「農業の企業化は若者の新規就農を目玉に」(大和総研コラム、2013年9月2日)

http://www.dir.co.jp/library/column/20130902_007622.html

- ・ 中里幸聖「瑞穂の国における農業」(大和総研コラム、2012年3月7日)

<http://www.dir.co.jp/library/column/120307.html>